



# 事業所税における 加算金制度改正のお知らせ

令和5年度税制改正により、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する事業年度分から、不申告加算金の割合が引き上げられるとともに、連年無申告に対する加重措置が追加されました。

## ○ 不申告加算金の割合の引き上げ

提出期限後に申告書を提出した場合や、更正・決定した場合における事業所税額が300万円を超える部分に対する割合を30%に引き上げます。

		50万円以下	50万円超～ 300万円以下	300万円超
割合	改正前	15%	20%	
	改正後	同上	同上	30%

## ○ 連年無申告に対する加重措置の追加

《改正前》

期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、事業所税において、不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがある場合には、その期限後申告等に対する不申告加算金又は重加算金の割合を10%加重します。

《改正後》

上記のほか、期限後申告等があった場合において、対象事業年度開始の日の前年及び前々年の事業所税において、不申告加算金又は重加算金に係る決定をすべきと認める場合についても、その期限後申告等に対する不申告加算金又は重加算金の割合を10%加重します。

## ○ 適用日

令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する事業年度分

※令和5年10月29日以後に終了する事業年度分について適用されます。

## ○ 詳しくは下記までお問い合わせください。

ご提出先  
お問い合わせ先

大阪市船場法人市税事務所 事業所税グループ

所在地：〒541-8551 大阪市中央区船場中央1-4-3-203

電話：06-4705-2934

開庁時間：9:00～17:30（土・日・祝休日・年末年始は除く）





# 不申告加算金の 具体的な計算方法

●申告税額 320万円の方が、申告期限後に申告した場合を例に挙げて改正前、改正後の不申告加算金を計算しています。

## ○ 改正前

	不申告加算金の算定	不申告加算金の額
申告期限後に申告した場合 (下記の場合を除く) または 市長から決定を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税額が50万円以下の部分 <math>500,000円 \times 15\% = 75,000円</math></li> <li>・税額が50万円を超える部分 <math>2,700,000円 \times 20\% = 540,000円</math></li> </ul>	615,000円
市長から決定があることを 予知することなく 自主的に申告した場合	$3,200,000円 \times 5\% = 160,000円$	160,000円

## ○ 改正後

	不申告加算金の算定	不申告加算金の額
申告期限後に申告した場合 (下記の場合を除く) または 市長から決定を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税額が50万円以下の部分 <math>500,000円 \times 15\% = 75,000円</math></li> <li>・税額が50万円を超え300万円以下の部分 <math>2,500,000円 \times 20\% = 500,000円</math></li> <li>・税額が300万円を超える部分 <math>200,000円 \times 30\% = 60,000円</math></li> </ul>	635,000円
市長から決定があることを 予知することなく 自主的に申告した場合	$3,200,000円 \times 5\% = 160,000円$	160,000円

## ◎ ポイント

改正前、改正後ともに申告期限後であっても市長による決定があることを予知することなく、自主的に申告した場合には、不申告加算金の割合は5%となりますので、できる限り早く申告をしてください。

